

「しんぶん赤旗」をお読みください

●日刊紙 月3497円 1部130円
●日曜版 月 823円 1部210円



お申し込みは、お近くの党事務所、党員、または党中央委員会へ。
〒03 (3403) 6111 メールアドレス info@jcp.or.jp



特別号外

2015年 11月1日 日曜日

発行所 日本共産党中央委員会

東京都渋谷区千駄ヶ谷4の26の7
〒151-8586 ☎03(3403)6111

戦争法論戦マップ 23
戦争法廃止のたたかい 4

「赤旗」公式 facebook アカウント 赤旗PR、twitter アカウント @akahata PR ■ファクス 中央委員会 03(5474)8358 赤旗編集局 03(3350)1904 ■http://www.jcp.or.jp/

「国民連合政府を」流れ大きく

各界から期待・注目

日本共産党が、政府・与党による戦争法強行成立（9月19日）の直後、「戦争法（安保法制）廃止の国民連合政府」の実現をよびかける「提案」を発表してから1カ月余がたちました。「提案」発表後、日本共産党は各界・各分野の人々と対話を行い、「提案」に対する期待や共感の音が広がっています。

野党の選挙協力について



作家の瀬戸内寂聴氏は、「野党がまとまって力を強くないとダメですね。『うちが中心でなければいけません』とかいっているときではありません。お互いに虚心坦懐に力を合わせてほしい」と語りました。



共産党は「提案」をもって野党各党と会談。各界・各分野の団体や、学者、文化人、法曹関係者ら識者や記者と対話を続けています。記者会見やネット番組で「提案」の発信をしています

「戦争法（安保法制）廃止の国民連合政府」の実現をよびかけます

日本共産党中央委員会幹部会委員長 志位和夫

2015年9月19日

2、戦争法廃止で一致する 政党・団体・個人が共同して 国民連合政府をつくらう

安倍自公政権は、19日、安保法制―戦争法の採決を強行しました。私たちは、空前的規模で広がった国民の運動と、6割を超す「国会での成立に反対」という国民の世論に背いた、憲法違反の戦争法を強行した安倍自公政権に対して、満身の怒りを込めて抗議します。

同時に、たたかいは通じて希望も見えてきました。戦争法の廃案を求め、国民一人ひとりが、主権者として自覚的・自発的に声をあげ、立ち上がるという、戦後かつてない新しい国民運動が広がっていること、そのなかで

1、戦争法（安保法制）廃止、さらなる発展させよう

戦争法（安保法制）は、政府・与党の「数の暴力」で成立させられたからといって、それを許したままにしておくことは絶対にできないものです。

私たちは、心から呼びかけます。戦争法廃止、立憲主義を取り戻す―この一点で一致するすべての政党・団体・個人が共同して、「戦争法（安保法制）廃止の国民連合政府」を樹立しようではありませんか。

3、「戦争法廃止の国民連合政府」で一致する野党が、国政選挙で選挙協力を行おう

日本共産党は、「戦争法廃止の国民連合政府」をつくるという「国民的偉業」を一致するすべての野党が、来るべき国政選挙で選挙協力を行うことを心から呼びかけるとともに、その実現のために誠実に力を尽くす決意です。

何よりも、戦争法は、日本国憲法に真っ向から背く違憲立法です。戦争法に盛り込まれた「戦場地域」での兵站、戦術が地域での治安活動、米軍防衛の武器使用、そして集団的自衛権行使―そのどれかが、憲法9条を蹂躪して、自衛隊の海外での武力行使に道を開くものとなっています。日本の平和と国民の命を危険にさらすこのような法律を、一刻たりとも放置するわけにはいきません。

私たちは、心から呼びかけます。憲法違反の戦争法を廃止し、日本の政治に立憲主義を回復することを、新憲法を制定し、憲法9条を回復し、元最高裁判所長官の志位和夫が、安倍政権打倒のたたかいをさらに発展させようではありませんか。

すべての政党・団体・個人が、思想・信念の違い、政治的立場の違いを乗り越えて力をあわせ、安倍自公政権を退場させ、立憲主義・民主主義・平和主義を貫く新しい政治をつくらうではありませんか。

国会論戦 マップ

こんなにも危険 戦争法 廃止しかない

空前の規模で広がった国民の運動と6割を超す「国会での成立に反対」という国民世論に背いて、安倍自公政権は9月19日未明、戦争法（安保法制）を強行成立させた。政府は、「平和安全法制」を標榜していますが、その内容は、米国が、世界で行う戦争にさして、いつでも、どこでも、どんな戦争でも、自衛隊が参戦・支援するための戦争法にほかなりません。憲法9条を破壊する最悪の違憲立法は廃止するしかありません。

PKO法改定の現実的危険

戦乱が続いている地域での治安維持活動

PKO法改定法——国連平和協力法改定法にも、重大な問題点があります。①「国連が統括しない人道復興支援活動や安全確保活動等」に自衛隊が参加、②「安全確保業務」——治安維持活動と、「駆け付け警護」の二つの業務を拡大、③武器使用基準を拡大し、任務遂行型の武器使用を認めました。形式上「停戦合意」がつけられているけれども、なお混乱、戦乱が続いているようなところ、自衛隊を派兵して、治安維持活動などをさせることになります。

① ISAFのような活動への参加を否定せず

志位委員長は、「こうした法改定がなされれば、アフガニスタンに展開した国際治安支援部隊（ISAF）のような活動に自衛隊を参加させ、治安維持活動などにとりくむことが可能となるのではないかと」おっしゃいました。ISAFは、治安維持を主任務にしていますが、米軍主導の「テロ」掃討作戦と混同一体となり、13年間で約3500人が死亡しています。安倍首相は、「ISAFはすでに活動を終了しており…新たな基準に基づいて再評価を行うことは困難ですから、一概に申し上げられませんが、米軍主導の「テロ」掃討作戦への参加は否定しませんでした。（5月28日）

② 南スーダンPKOで「駆け付け警護」任務

陸上自衛隊の南スーダンPKO（国連平和維持活動）への派遣部隊が交代する来春にも、新任務として「駆け付け警護」を加える計画であることが、小池副委員長が入手した自衛隊統合幕僚監部の内部資料に明記されていた（8月11日）。従来の海外派兵は武器使用を「自己防護」に限っていました。「駆け付け警護」などは、敵対勢力や他国の住民に発砲したり、自衛隊からも犠牲者を出すことになりかねません。

井上哲士参院議員は、南スーダンでは、政府軍と反政府軍勢力との武力衝突で200万人超の難民が発生し、政府軍による女性や子どもへの殺害などが起きている実態を指摘。南スーダン政府軍が国連PKO部隊に対する攻撃など100件以上の地位協定違反をくりかえしていることなどをあげ、「停戦合意」などPKO参加5原則そのものが崩れていると批判しました。（9月9日）



警戒にあたる南スーダンPKO要員（国連ホームページから）

集団的自衛権 侵略国の仲間入りは許されない

① 新3要件は「歯止め」にはならない

安倍政権は、日本が攻撃されていなくても、他国への武力攻撃を排除するために、集団的自衛権を行使することを「存立危機事態」と呼んでいます。その発動の要件として、武力行使の「新3要件」（別項）をあげています。安倍首相は、「新3要件」について、「きわめて厳格に限定されている」といっていますが、国会審議を通じて、そのあいまいさと無限定さが浮き彫りになりました。

武力行使の「新3要件」

- ①我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存続が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根柢から覆われる明白な危険があること
②これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと
③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと

「他国に対する武力攻撃」を自主的に判断できず

「他国に対する武力攻撃」の認定は簡単ではありません。横畠裕介内閣法制局長官は、「他国に対する武力攻撃の発生を我が国として直ちに認定するのは難しい。実際に武力攻撃が行われる、戦闘までいかないと実際上難しいのではないかと」答弁しています（6月29日）。結局、要請国からの情報に頼らざるを得ず、米国の言いなりになる危険性があります。

無限定に広がる「明白な危険」

相手の攻撃が切迫していなくても、予測されなくても「存立危機事態」と認定できる

事実上の先制攻撃、相手の攻撃を呼び込み、国民を危険にさらす

武力攻撃の「明白な危険」を判断するのは、時の政権の裁量にまかされており、いくらかでも広がる危険があります。中谷防衛相は、維新の党の小野次郎参院議員の質問に対して、「存立危機事態が認定されるような場合が、同時に我が国に対する武力攻撃事態が予測又は切迫している」と認められないこともあり得る」とのべ、日本への武力攻撃が予測されない場合でも「存立危機事態」と判断することがあると発言（8月26日）。日本が先に攻撃する可能性を示しています。

安倍首相や中谷防衛相らは、北朝鮮の弾道ミサイルや中国の東シナ海や南シナ海での活動を例に、集団的自衛権による「抑止力、対抗力」を強調しています。しかし、大森政輔元内閣法制局長官は、参考人質疑（9月8日）で、「第三国に武力攻撃の予先を向けると、その第三国は、我が国に攻撃の予先をむけてくることは必定。集団的自衛権の抑止力以上に紛争に巻き込まれる危険を覚悟し受けねばならず、パラソクの局面到来は到底期待できない」と指摘しています。

② 完全に破綻した集団的自衛権行使の説明

邦人輸送の米艦防護—「日本人は乗ってなくてもいい」

安倍首相は、昨年7月の閣議決定後の記者会見で、日本人親子が乗船した米艦船のパネルを示しながら、「日本人の命を守るため、自衛隊が米国の船を守る。それをできるようにするのが今回の閣議決定です」と強調しました。ところが、参院の質疑で、民主党の大野元裕議員に対し、中谷防衛相は「邦人が乗っているかは判断の要素の一つではあるが、絶対のものではない」と答弁（8月26日）。安倍首相も「日本人が乗船していない船を守り得る」とのべました。（9月11日）



安倍首相が記者会見で使ったパネル（首相官邸のホームページから）

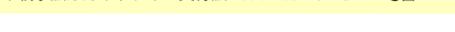
戦争法 危険マップ

- ◆立憲主義を根柢から破壊 →⑥面
◆「戦闘地域」での軍事支援の拡大
—「殺し、殺される」危険が決定的に高まる
①「戦闘地域」に派兵すれば、攻撃され、戦闘になる
②兵站は武力行使と一体不可分
③兵站ほど狙われやすい
④無制限の武器輸送・弾薬提供の危険
⑤戦闘現場でも捜索・救助活動を継続
⑥世界で通用しない「武力行使と一体化しない」論
⑦武器・弾薬の輸送等にも民間を動員



◆PKO法改定の現実的危険

- 戦乱が続いている地域での治安維持活動
①ISAFのような活動への参加を否定せず
②南スーダンPKOで「駆け付け警護」任務
◆集団的自衛権—侵略国の仲間入りは許されない
①新3要件は「歯止め」にはならない
・「他国に対する武力攻撃」を自主的に判断できず
・無限定に広がる「明白な危険」
・海外での武力行使に歯止めはなくなる
②米国の先制攻撃の戦争でも発動がありうる
③完全に破綻した集団的自衛権行使の説明
・邦人輸送の米艦防護—「日本人は乗ってなくてもいい」
・ホルムズ海峡の機雷掃海—「現実の発生は想定していない」
◆戦争法はガイドライン実行法—統幕文書で浮き彫り →⑥面



米艦防護のイメージ

「戦闘地域」での軍事支援の拡大

「殺し、殺される」危険が決定的に高まる

① 「戦闘地域」に派兵すれば、攻撃され、戦闘になる

戦争法には、武力行使をしている米軍等への補給、輸送などの地球規模での軍事支援—兵站（へいたん=後方支援）を定めた二つの法律があります。重要影響事憲法と国際平和支援法（海外派兵恒久法）です。

攻撃されたら「武器を使用する」

二つの法律に共通する最大の問題は、2001年のテロ特措法、03年のイラク特措法にあった「非戦闘地域」という「歯止め」を外し、実際に戦闘が起こっている「戦闘

域」以外なら、いつ戦闘が起こるか分からない「戦闘地域」でも、自衛隊の軍事支援ができることです。日本共産党の志位和夫委員長が、「戦闘行為が行われる可能性があるところまで自衛隊が行く」ということは、自衛隊自身が相手方から攻撃される可能性があるということになる」とおっしゃいました。志位氏は、自衛隊がイラクを攻撃されたら「武器を使用する」と答弁しました。

イラク派兵の実態は戦闘の一手前

現場 以外なら、いつ戦闘が起こるか分からない「戦闘地域」でも、自衛隊の軍事支援ができることです。日本共産党の志位和夫委員長が、「戦闘行為が行われる可能性があるところまで自衛隊が行く」ということは、自衛隊自身が相手方から攻撃される可能性があるということになる」とおっしゃいました。志位氏は、自衛隊がイラクを攻撃されたら「武器を使用する」と答弁しました。

② 兵站は武力行使と一体不可分

安倍政権が「後方支援」と呼んでいるのは、国際的には兵站と呼ばれている活動です。

志位氏は、『海兵隊教本』を提示し、「兵站は戦闘と一体不可分、戦争行動の中心構成要素」であることを明らかにしました。安倍首相は、「後方支援は他国の武力の行使と一体化することがないよう行う」とのべていますが、志位氏は、「自衛隊が支援す

③ 兵站ほど狙われやすい

米陸軍死傷者の10～12%は補給任務 小池副委員長が明らかにした米陸軍の報告によると、03年から5年間にイラクとアフガニスタンでの補給任務での死傷者数は、陸軍だけで3000人超。補給任務での死傷者数は深刻である。陸軍の死傷者の10～12%を占めている」とのべています。

「安全なところで活動」は非現実的

安倍首相や、中谷防衛相は「安全なところで活動する」とくりかえしました。それがいかに非現実的なのもあはれ、イラク復興支援活動行動史という期間について「戦闘行為がないと見込まれる場所を実施区域に指定したうえで、後方支援を行う」と答弁し



戦闘現場での兵士たち

④ 無制限の武器輸送・弾薬提供の危険

航空機への給油も「戦闘現場」でなければ制限はありません。自衛隊海上幕僚監部防衛課の内部資料は、実際の運用として、米軍のヘリが敵潜水艦を探知し、追加部隊が投入され、敵潜水艦を攻撃した後、米軍ヘリが海上自衛隊のDDH（ヘリ空母）に着艦して燃料給油を行うことを示しています。

IS空爆への支援も「法的にはあり得る」

安倍首相らは、「ISに対する空爆への後方支援、軍事的な支援は考えていない」とのべています。しかし、赤瀬政賢参院議員の追及にたいし、法律上は否定しませんでした（6月5日）。参院では「要件を満たせば、法理論としては適用されることはあり得る」とおっしゃっています。

戦闘に向かう航空機への給油も可能に

安倍首相らは、「ISに対する空爆への後方支援、軍事的な支援は考えていない」とのべています。しかし、赤瀬政賢参院議員の追及にたいし、法律上は否定しませんでした（6月5日）。参院では「要件を満たせば、法理論としては適用されることはあり得る」とおっしゃっています。

⑤ 戦闘現場でも捜索・救助活動を継続

重要影響事憲法は、「捜索救助活動」について、銃弾が飛び交う「戦闘現場」でも中断せずに継続できるようにしています。宮本徹衆院議員が、「戦闘現場」で「捜索救助活動」を実施すれば「自衛

⑥ 世界で通用しない「武力行使と一体化しない」論

志位氏が党首討論（8月17日）で「武力行使と一体化しない後方支援」という国際法の概念が存在するのだからとたたいたのに対し、安倍首相は「国際法上、そ

⑦ 武器・弾薬の輸送等にも民間を動員

「イラク復興支援活動行動史」は、派遣部隊の「総輸送力の99%を民間輸送力に依存」したことを明記しています。辰巳孝太郎参院議員が、イラク派兵時の輸送実態をたたいたのに対し、中谷防衛相は、民間機では日航、アノフ航空（ウライナ）などを利用したことを明らかにしました（6月5日）。参院では「要件を満たせば、法理論としては適用されることはあり得る」とおっしゃっています。

立憲主義を根柢から破壊

「自衛隊は、日本の国あり方の大転換を、憲法解釈の変更という「テクニカル」なことで進め、わが国の立憲主義を根柢から破壊しようとしている。日本共産党の志位和夫委員長は9月18日、安倍内閣の信任案の賛成討論でこう断罪しました。どんな政権であっても、憲法の枠のなかに政変を行う「これ

自衛官のうち56人が自ら命を絶っている

これまで自衛隊員の戦死者が出ていないわけではありません。テロ特措法でインド洋に派遣された自衛官のこれまでの自殺者数は、海上自衛隊の27人。イラク特措法で派遣された自衛官の自殺者数は、陸上自衛隊21人、航空自衛隊8人で、合計29人。派遣された自衛官の自殺者数は合計56人に達しています。

副島重良も「集団的自衛権について、あわてて政府解任し、1959年の砂川判決で最高裁判決と一致する根柢の二つを、含め、大森政輔内閣防衛局長は「任務の厳重さゆえに、自衛隊員は、集団的自衛権行使は認められない」とのべています。

たのに、安倍内閣は結論だけ「許される」とおぼろげに示した。元高裁判事の浜田夫氏は「強引に（認められる）読み替えをするのは、とても法律専門家の検閲に耐えられない」と批判しました。（9月15日）

「許される」とおぼろげに示した。元高裁判事の浜田夫氏は「強引に（認められる）読み替えをするのは、とても法律専門家の検閲に耐えられない」と批判しました。（9月15日）

「許される」とおぼろげに示した。元高裁判事の浜田夫氏は「強引に（認められる）読み替えをするのは、とても法律専門家の検閲に耐えられない」と批判しました。（9月15日）

「許される」とおぼろげに示した。元高裁判事の浜田夫氏は「強引に（認められる）読み替えをするのは、とても法律専門家の検閲に耐えられない」と批判しました。（9月15日）

「許される」とおぼろげに示した。元高裁判事の浜田夫氏は「強引に（認められる）読み替えをするのは、とても法律専門家の検閲に耐えられない」と批判しました。（9月15日）

「許される」とおぼろげに示した。元高裁判事の浜田夫氏は「強引に（認められる）読み替えをするのは、とても法律専門家の検閲に耐えられない」と批判しました。（9月15日）

「許される」とおぼろげに示した。元高裁判事の浜田夫氏は「強引に（認められる）読み替えをするのは、とても法律専門家の検閲に耐えられない」と批判しました。（9月15日）

「許される」とおぼろげに示した。元高裁判事の浜田夫氏は「強引に（認められる）読み替えをするのは、とても法律専門家の検閲に耐えられない」と批判しました。（9月15日）

「許される」とおぼろげに示した。元高裁判事の浜田夫氏は「強引に（認められる）読み替えをするのは、とても法律専門家の検閲に耐えられない」と批判しました。（9月15日）

戦争法はガイドライン実行法

「自衛隊の指揮権を行使」と答弁しました。（9月11日）

「自衛隊の指揮権を行使」と答弁しました。（9月11日）

戦争法廃止 歩み止まらない

学生が学者がママが弁護士が労働者が

「民主主義を守れ」

戦争法の強行から1カ月余。大学生・高校生、若者、学者、ママ、弁護士、労働者が全国各地で集会やデモ、講演会、シンポジウムなどを行うなど、戦争法廃止を求める声と運動は止まるどころか、新たなうねりをみせています。

「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」が呼びかける「戦争法の廃止を求める初」の19日行動には、統一署名「行動が11月3日から始まり。目標は2000万人で、来年の5月3日が集約日です。」

戦争法が9月19日の末明に強行採決で成立したことを忘れない、と同盟行動は毎月19日を行う動に設定、国会前や全国各地で19日行動がとられています。成立から1カ月目に行われた最初の「19日行動」には、国会正門前に9500人が集まり、「必ず廃止に追い込む」「安倍政権をみんなで倒そう」「野党はがんばれ」のコールが響きました。札幌市では400人が参加してデモが行われ、神戸市の行動では兵庫県で100万人の署名を目標にとり、動に設定、国会前や全国各地で19日行動がとられています。成立から1カ月目に行われた最初の「19日行動」には、

「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」が呼びかける「戦争法の廃止を求める初」の19日行動には、

「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会」が呼びかける「戦争法の廃止を求める初」の19日行動には、



SEALDsの街頭宣伝でコールする人たちは10月18日、東京・渋谷駅前

2000万署名 職場で地域で学園で

衆議院議長 大島理森 様
参議院議長 山崎正昭 様
内閣総理大臣 安倍晋三 様

戦争法の廃止を求める統一署名

2015年9月19日に参議院で“強行採決”され、“成立”した「平和安全保障関連法」は、憲法9条が禁じる国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので、憲法違反であることは明らかです。したがって、「平和安全」の名にかかわらず、その内容はまぎれもなく戦争法です。また、憲法解釈を180度くつがえした閣議決定に基づいた違憲の立法は、内閣と国会による立憲主義の否定であり、断じて認めることはできません。

この戦争法が発動されれば、日本は海外で戦争する国になり、自衛隊は海外で殺し殺されることになり、日本自身が武力紛争の当事者となって、「平和安全」とはまったく逆の事態を招くこととなります。

戦争法に対しては、国会審議の段階で、憲法の専門家をはじめ、さまざまな分野の人びとから反対の声が上がり、世論調査でも8割が政府の説明は不十分と答えていました。全国の人びとの強い反対の声を国会内の数の力で踏みにじった採決は、主権在民と民主主義を壊す暴挙であり、正当性を欠くものです。

以上の趣旨から、次の事項についてお願いします。

【請願事項】

- 一、戦争法である「平和安全保障関連法」をすみやかに廃止してください。
- 一、立憲主義の原則を堅持し、憲法9条を守り、いかしてください。

| 氏名 | 住所 |
|----|----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

呼びかけ 戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会
TEL 03-3526-2920 (1000人委員会) 03-3221-4668 (9条壊すな！実行委員会) 03-5842-5611 (憲法共同センター)

共同呼びかけ 戦争させない1000人委員会／解釈で憲法9条を壊すな！実行委員会／戦争する国づくりストップ！憲法を守り、いかに共同センター／安倍政権NO！ネット／安倍政権にNO！／東京・地域ネットワーク／安全保障関連法に反対する学者の会／安全保障関連法に反対する医療・介護・福祉関係者の会／安倍閣議決定に反対するママの会／NGO非戦ネット／沖縄・一歩反戦地主会関東ブロック／女の平和／改憲問題対策法律家6団体連絡会／原発をなくす全国連絡会／国連人権勧告の実現を！実行委員会／さよなら原発1000万人アクション／自由と民主主義のための学生緊急行動 (SEALDs)／首都圏反原発連合／戦時性暴力問題対策会／宗教者・門徒・信者国会前大集会／脱原発をめざす女たちの会／止めよう！辺野古埋立 国会包囲行動実行委員会／日韓つながり直しキャンペーン2015／日本軍「慰安婦」問題解決全国行動／反貧困ネットワーク／「秘密保護法」廃止！実行委員会／mネット／民法改正情報ネットワーク／立憲デモクラシーの会／全労連組合連絡協議会／全国労働組合連帯会

取扱い団体

「しんぶん赤旗」が伝えた広がる共同



「しんぶん赤旗」をお読みください

- 日刊紙 月3497円 1部130円
- 日曜版 月 823円 1部210円



お申し込みは、お近くの党事務所、党員、または党中央委員会へ。
〒03 (3403) 6111 メールアドレス info@jcp.or.jp